

都留市史

通史編

谷村裁判 江戸期の代官所は御一新のあとで、その機能がどう引き継がれていったのだろう。明治五年九月所の設置 に谷村に裁判所を設置したいという、山梨県令富岡敬明から司法卿らへの次の趣旨の上申書が提出されている。

管内の都留郡は、甲府から一七、八里も隔たっていて、道も険しく川に阻まれ、往来も不自由である。そこは人口が七万余もあり、谷村には出張所を置いて諸事进行处理してきた。今度県へ裁判所を置かれ、断獄聴訟などが総て引き渡された。前々の事情もあり、谷村へ裁判出張所を一カ所設置することを掛け合ったところ甲府の当裁判所だけで判断できることでないので本省に伺い出るようになった。

都留郡は安石代の廃止をめぐって他の三郡より税額が増えたが動揺もなく恭順である。今は夫錢減少の見込があるか正副戸長に説諭の最中である。暫くは各種の事件や火災、紛争まで遠路はるばると届け出ていたら夫錢も増し、村方の難渋は目にみえている。こうした事情を踏まえ裁判所の申立てどおりに谷村に裁判出張所の設置を許可してほしい。

このように、山梨県令は、都留郡を所轄とする裁判所の谷村への設置を求めている。ただ、この設置については地元からの要請という面もあるが、この文書が区長牛田八郎の手元に差出し人、宛名がない、ただ文章のみが写し残されているところに、県段階の強い意向を受けてのものとも言えよう。その結果、翌一〇月には谷村区裁判所が設置されることになった。